

液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS0739）の確認について（案）

平成19年9月
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 主旨等

液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS0739）は、液化石油ガス法施行規則等で規定されている事項の詳細をKHK基準として定めている。＜別添参照＞

現在、液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS0739）は、次の2項目の基準により構成し、それぞれ液化石油ガス法令に当該基準が引用されている。

① 埋設管腐食測定器

供給管等に直流電流を流し、抵抗を測定し、腐食の進行状況を診断できる機器の基準。埋設管腐食測定器は、液化石油ガス法施行規則例示基準第41節において液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS0739）に適合するものとされている。

② バルク供給用電子式液面計

電子部品を用いて計測及び測定値を表示する液面計の基準。電子部品を使用した液面計は、バルク供給・充てん設備告示第4条第8号において液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS0739）に適合するものとされている。

当協会の技術基準作成基本方針＜平成17年9月13日技術委員会承認＞3. (2)において「各技術基準は、制定、改正又は確認の日から少なくとも5年を経過する日までに最新の技術的知見に基づいたものか等の全体的な確認を行うこととする。」と規定されている。

液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS0739）は、平成15年3月に制定したことから液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS0739）の埋設管腐食測定器に関する基準及びバルク供給用電子式液面計に関する基準について事務局で精査したところ特に改正すべき事項がないことから、その旨当液化石油ガス法施行規則関係基準分科会において確認を行った後、液化石油ガス規格委員会に上申することとしたい。

2. スケジュール

- ① 液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 平成19年9月14日
- ② 液化石油ガス規格委員会 平成19年10月～11月頃

以上

別 添

液化石油ガス法施行規則関係技術基準

<S 0 7 3 9>

平成 1 5 年 3 月

高圧ガス保安協会

1. 埋設管腐食測定器

埋設管腐食測定器は、供給管等に直流電流を流し、抵抗を測定し、腐食の診断を行うものであって、次表に適合するものであること。

表 示	通電変化幅及び腐食速度値はマイコンで処理して表示
電圧計	分解能 1mV以下、入力インピーダンス $11 \times 10^6 \Omega$ 測定範囲 0～-7000mV以上
電流計	分解能 0.01mA以下、内部抵抗 50Ω以下 測定範囲 0～120mA以上
端 子	基準電極端子、ガス管端子、通電棒端子
特 記	本器には、埋設配管の非掘削状態における通電試験で得られた測定値から算出した通電変化幅 (mV/mA) と、掘削切出した管体の測定値 (最大腐食深さ) との相関を求めた関係式から算出された値を表示すること。 通電変化幅 (mV/mA) は、埋設配管の管対地電位値から、通電時の管対地電位値を差引き、これで得られた電位値の差をこの時の通電電流値で除したものをいう。

2. バルク供給用電子式液面計

電子部品を用いて計測及び計測値を表示する液面計にあつては、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件（平成9年3月17日通商産業省告示第127号）第4条第1号から第7号に定める基準に加えて、次の基準に適合するものであること。

- 1 液面計は、 -30°C から $+40^{\circ}\text{C}$ までの状態において、使用上支障のないものであること。
- 2 液面計は、通常の使用状態において、雨水、塵埃等が侵入するおそれのないものであること。
- 3 液面計は、通常の使用状態において、 $+40^{\circ}\text{C}$ で湿度90%以上の状態にあるとき使用上支障のないものであること。
- 4 液面計は、イソブタンの濃度が2.5%以上3.5%以下の雰囲気中において、液面計を作動させたとき誘爆しないものであること。
- 5 次に掲げる計測に係る異常表示を行うものであること。
 - ① 電池電圧低下時（電池を用いるものに限る。）
 - ② 信号線断線及びセンサー異常による計測異常時